昭和52年度保育所入所

入所申請書を配布

12月13日から

申込み受付けは1月9日～14日

募集定員

保育所	年齢区分	保育数	定員
市立第1保育所（向日町南山）	6か月以上～3歳未満児	25名	105名
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第2保育所（物集女町南条）	6か月以上～3歳未満児	35	145
	3歳以上児～6歳未満児	110	
市立第3保育所（森本町藪路）	6か月以上～3歳未満児	40	120
	3歳以上児～6歳未満児	80	
市立第4保育所（向日町北山）	6か月以上～3歳未満児	50	150
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第5保育所（寺戸町三ノ坪）	6か月以上～3歳未満児	50	150
	3歳以上児～6歳未満児	100	
市立第6保育所（上植野町地田）	6か月以上～3歳未満児	40	120
	3歳以上児～6歳未満児	80	
私立あひるが丘保育園（物集女町北ノ口）	10か月以上～3歳未満児	13	60
	3歳以上児～6歳未満児	47	

昭和五十二年度保育所入所の申請受付を、来年一月から行います。入所を希望される方は、入所申込み受付期間中に、必ず入所申請書を提出して下さい。**入所申請書は、十二月十三日から福祉事務所または各地区の民生委員で配布します。**

また、入所申請書は、現在、保育所へ入所されている方、申込み中の方もあらためて提出して下さい。

なお、入所受付期間後に申込みをされたときは、第二次選考とします。

入所申込み要領は、つぎのとおりです。

▼受付期間　昭和五十二年一月九日～十四日、平日は午前九時～午後四時、なお一月九日（日）は午前十時から午後四時まで受付。

▼受付場所　福祉事務所

▼保育料

両親あるいは養育者の所得税額または市町村民税額などにより、向日市保育料徴収基準額表の階層にあてはめて決定します。

▼保育時間

午前八時から午後四時までを原則とします。なお、家庭の事情により、延長保育を午前七時から午後六時までの範囲でします。

▼給食

三歳未満児は完全給食、三歳児以上は副食とおやつを給食します。

▼入所基準

(1)母親が日中家庭外で働くため、乳幼児の保育ができない場合。

(2)母親が日中家庭内で、乳幼児と離れて家事以外の労働をするため、保育ができない場合。

(3)母親の死亡、行方不明などにより、母親がいないため、乳幼児の保育ができない場合。

(4)母親が出産、病気、心身などに障害があるため、乳幼児の保育ができない場合。

(5)家庭内に長期にわたる病人、心身に障害がある者があり、母親が常に看護に従事しているため、乳幼児の保育ができない場合。

(6)火災、風水害、地震などにより住宅を失い、また破損したため、その復旧にいそがしく、乳幼児の保育ができない場合。

※(1)～(5)の方で、母親以外の方が、保育できる場合は除かれます。

これらの基準を備えた方で、保育に欠ける度合の高い方から順次入所決定します。なお、保育所の入所定員の関係により、保留になる方もできるかもしれませんが、ご了承下さい。

＜お問い合わせ＞

福祉事務所　☎九三一―一一一一（内線二〇六・二六六・二八〇）

新しい制度による

印鑑登録・証明の方法

＝来年1月から実施＝

印鑑証明には「登録証」が必要

印鑑の登録・証明の方法が来年一月一日から変ります。

新しい制度によると、印鑑の登録をされた方は、「印鑑登録証」を受け取り、印鑑証明が必要なときには市役所市民課で、「印鑑登録証明書交付申請書」に「印鑑登録証」を添えて申請するようになります。

したがって、「印鑑登録証」は印鑑と同じように、大切に保管しておかなければなりません。

切替手続きは来年一月から

新しい制度への移行に伴って、すでに印鑑を登録されている方は、切替え手続きをしなければなりません

切替え手続きは、来年一月四日から十二月二十八日までの間に、登録されている印鑑をご持参のうえ、市民課で、本人自身が行って下さい。

ただし、病気その他やむを得ない理由により、本人が申請できない場合は、代理人によって切替え手続きができます。この場合は、権限が与えられたことを証明する、本人が作成した文書を必要とします。

なお、旧制度で登録されている印鑑のうち、新しい制度で登録できない場合（印鑑のま滅がひどいもの、大きさが基準に合致しない場合）は、別の印鑑で手続きしなくてはなりません。

切替期間中の印鑑証明は

すでに印鑑登録をしている方で、切替え手続きの済んでいない方は、切替え期間中にかぎり、今までと同じ方法で、印鑑証明が受けられます。

しかし、代理人により申請されますと、そのときに「印鑑登録証」を交付します。この場合は必ず、この権限が与えられたことを証明する、本人が作成した文書を必要としますので、代理人に持参させて下さい。

その他、印鑑登録の切替え手続きに関する詳しいお問い合わせは市民課まで。

☎九三一―一一一一（内線二一二）

"ご注意下さい"

戸籍謄抄本の取次所での請求

12月1日から廃止

十二月一日から、取次所での「戸籍謄抄本」の請求はできなくなります。

これは、戸籍法の一部改正により、戸籍の謄抄本の請求のときは、請求の事由を明らかにしなければならなくなったもので、現在の取次所制度では、これができません。したがって、十二月一日からは市民課までお越し下さい。

なお、住民票の謄抄本の請求は、いままでどおり受け付けします。

その他、詳しいお問い合わせは市民課まで。

☎九三一―一一一一（内線二一二）

向陽小 校舎を改築

来年三月下旬に完成

教育施設の整った学校で人間性豊かな、のびのびした子どもを育てようと、市では、毎年、学校施設の整備に取り組んでいます。

今年度、すでに八月から向陽小学校の給食室改築と第4向陽小学校の体育館新築工事が進められていますが、さらに十一月から向陽小学校の校舎改築工事が始まりました。

現在、向陽小学校の児童数は千三百十二名、三十六クラス（五月一日調べ）で来年度はさらに増えることが予想されます。

今回の改築工事は、この児童数の増加と危険校舎の更新に対処、現在工事中の給食室の上に、二階・三階部分を建築するものです。

建物面積は五百四十六・五平方メートル（普通教室四、倉庫二、便所二）で、工事費は四千七百万円。来年の三月二十日に完成の予定です。

＝交通事故から市民を守る＝

第2次交通安全計画を作成

市では、市民の暮らしを脅かす交通事故の防止と絶滅をめざし、「第二次向日市交通安全計画」を作成しました。

この計画は、交通安全対策基本法第二六条の規定に基づき、市内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めたもので、昭和五十一年度から五十五年度までの五か年計画となっています。

計画の中身は、第一章が計画の構想、第二章が道路交通の安全対策、第三章が踏切道の安全対策の三章からなっています。

第二章はさらに、道路交通環境の整備、交通安全に関する知識の普及など、七節にわたり具体的項目を掲げており、当面人間優先を基本に、交通弱者（子供と老人）保護を中心とした交通安全対策を積極的に推進します。

特に、生活道路の再点検、バイコロジー対策の調査研究、通学路の安全などを含む歩行者の安全対策。カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備セフティークラブなどの安全教育。交通規制や指導取締まり。事故被害者の救済活動の充実などを施策の重点においています。

多数のご応募ありがとう

秋の交通安全運動の一環として、一般市民の方から、交通安全看板の文案および標語を募集しましたところ、各方面から三十五点もの応募がありました。どうもありがとうございました。

これらの作品は、今後の交通安全運動に利用させていただきます。

家庭児童相談コーナー

お子さん（18歳未満）について、どんな相談でも応じます。お気軽にお越し下さい。

▷とき　毎週月曜日～金曜日　午前10時～午後4時

▷ところ　市役所内家庭児童相談室

☎931―1111（内線296）

▷相談内容例

◇子どもを祖父母に育ててもらったのですが、ひきとってから、なかなか思うように言うことを聞いてくれません。どうしたらよいでしょうか。

◇小学生の男児ですが、入学頃からお金を10円、20円と持ち出し、最近は100円、200円と金額もかさんでいます。主として買い食いに使い、友達にも気前よくわけているようですが、盗みぐせをなおす方法はないものでしょうか。

"飲んだら乗るな、乗るなら飲むな"

◀飲酒運動追放運動▶

12月10～1月10日

飲酒運転追放運動が、12月10日から1月10日までの期間で実施されます。

この時期は、クリスマス、忘年会、新年会とお酒を飲む機会が多くなります。

そこで気になるのが飲酒運転。「お酒の一杯ぐらい」という軽い気持ちの飲酒運転が、大きな事故につながります。飲酒運転は絶対にやめましょう。

・市交通対策協議会・

酒酔いの季節「おじさんたちこれ見て」